

## 台風接近等の場合の措置について（授業の場合）

台風が接近する等異常な気象により大きな災害の発生が予想される場合、生徒の安全のため、授業は下記の通りとする。

### 記

1. 大阪府教育委員会が大阪府下の公立高等学校に対して休校の措置をとった場合、本校もそれに従う。
2. 守口市または大阪市に対して気象台より特別警報または暴風警報が発令された場合その時刻により、下記の措置をとる。
  - 登校前の場合
    - ア. 午前6時30分（6時30分を含む）までに警報が解除された場合は平常通りの業とする。
    - イ. 午前6時30分を過ぎ午前8時30分（8時30分を含む）までに警報が解除された場合は第3時限目（午前10時50分）より授業とする。
    - ウ. 午前8時30分を過ぎても警報が解除されない場合は自宅研修（学校での授業は行わない）とする
  - 登校後の場合  
学校で状況判断し、授業続行か下校させるかの指示をする。
3. 守口市または大阪市以外の生徒の居住地（その市町村）に対して特別警報または暴風警報が発令された場合、当該生徒のみ上記2の時刻に合わせた措置をとる。  
上記2のイ、ウの場合、当該生徒は出席扱いとする。  
尚、気象条件による交通機関（私・公営・JR・バスなど）の混乱のため登校出来ない場合、列車等の延着などにより遅刻した場合は担任にてその利用を確かめたうえ出席扱いとする。
4. 特別警報または暴風警報以外の警報で学校全体が休校になることは基本的にはない。ただし、生徒の居住区域（その市町村）に対して、大雨警報が発令されていて、かつ、豪雨のため、家屋浸水、道路冠水等、登校させることが危険であると家庭で判断された場合は自宅待機し、上記2の時刻に合わせた行動をとり、保護者が学校にその旨を連絡する。この場合、事後、大雨警報発令の地域を確認し、自宅研修を認める処理をする。

大阪府は

区域	二次細分区域の市町村
大阪市	大阪市
東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町 熊取町、田尻町、岬町

奈良県は

北西部	奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、桜井市、橿原市、大和高田市、香芝市、御所市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、川西町 上牧町、広陵町、三宅町、田原本町、葛城市、高取町、明日香村
-----	---

兵庫県は

阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
----	--------------------------------------

京都府は

京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町 宇治田原町